

芦屋市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、管理職手当、扶養手当、地域手当、通勤手当、住居手当、<u>单身赴任手当</u>、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、教職調整額、義務教育等教員特別手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を含まないものとする。</p> <p>2 (省略)</p> <p><u>(单身赴任手当)</u></p> <p>第13条の5 <u>勤務地を異にする異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後の勤務地に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、单身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から勤務地に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>单身赴任手当の月額</u>は、23,000円(規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下「交通距離」という。))が規則で定める距離以上である職員にあつては、その額に45,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて規則で定め</p>	<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、管理職手当、扶養手当、地域手当、通勤手当、住居手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、教職調整額、義務教育等教員特別手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を含まないものとする。</p> <p>2 (省略)</p>

改正案	現 行
<p>る額を加算した額)とする。</p> <p>3 <u>国家公務員又は他の地方公共団体の公務員等であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後の勤務地に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。</u></p> <p>4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	

芦屋市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 手当の種類は、扶養手当、地域手当、通勤手当、住居手当、<u>単身赴任手当</u>、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 手当の種類は、扶養手当、地域手当、通勤手当、住居手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p>

芦屋市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、通勤手当、住居手当、<u>単身赴任手当</u>、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p><u>(単身赴任手当)</u></p> <p>第5条の3 <u>単身赴任手当は、勤務地を異にする異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後の勤務地に通勤することが管理者が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に対して支給する。ただし、配偶者の住居から勤務地に通勤することが管理者が定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員には、前項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。</u></p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、通勤手当、住居手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p>

芦屋市病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、初任給調整手当、通勤手当、住居手当、<u>単身赴任手当</u>、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p><u>(単身赴任手当)</u></p> <p>第9条の2 <u>単身赴任手当は、勤務地を異にする異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後の勤務地に通勤することが管理者が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に対して支給する。ただし、配偶者の住居から勤務地に通勤することが管理者が定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員には、前項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。</u></p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、初任給調整手当、通勤手当、住居手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p>

芦屋市職員の単身赴任手当支給に関する規則（未定稿）等で定める主な内容

1 やむを得ない事情（一般職給与条例第13条の5第1項及び第3項、水道企業条例第5条の3第1項並びに病院企業条例第9条の2第1項関係）

異動に伴い、同居していた配偶者と別居することとなった職員の「規則等で定めるやむを得ない事情」は、次のとおりとする。

- (1) 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。
- (2) 配偶者が学校教育法第1条に規定する学校その他の教育施設に在学している同居の子を養育すること。
- (3) 配偶者が引き続き就業すること。
- (4) 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること。
- (5) 配偶者が職員と同居できないと認められる(1)から(4)までに類する事情

2 通勤困難の基準（一般職給与条例第13条の5第1項及び第3項、水道企業条例第5条の3第1項並びに病院企業条例第9条の2第1項関係）

異動後の勤務地に通勤することが困難であると認められる「通勤距離等を考慮して規則等で定める基準」は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 通勤距離が60キロメートル以上であること。
- (2) 通勤距離が60キロメートル未満である場合で、通勤方法、通勤時間、交通機関の状況等から(1)に相当する程度に通勤が困難であると認められること。

3 交通距離の算定及び加算額（一般職給与条例第13条の5第2項関係）

- (1) 異動後の職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離の「規則で定めるところによる算定」は、最も経済的かつ合理的と認められる通常の交通の経路及び方法によるものとする。
- (2) 加算の対象となる「規則で定める距離」は、100キロメートルとする。
- (3) 「交通距離の区分に応じて規則で定める額（加算額）」は、次のとおりとする。

交通距離の区分	単身赴任手当 (月額)	加算額	合計
100 キロメートル以上 300 キロメートル未満	23,000 円	6,000 円	29,000 円
300 キロメートル以上 500 キロメートル未満		12,000 円	35,000 円
500 キロメートル以上 700 キロメートル未満		18,000 円	41,000 円
700 キロメートル以上 900 キロメートル未満		24,000 円	47,000 円
900 キロメートル以上 1,100 キロメートル未満		30,000 円	53,000 円
1,100 キロメートル以上 1,300 キロメートル未満		35,000 円	58,000 円
1,300 キロメートル以上 1,500 キロメートル未満		40,000 円	63,000 円
1,500 キロメートル以上		45,000 円	68,000 円

4 権衡職員の範囲等（一般職給与条例第13条の5第3項，水道企業条例第5条の3第2項及び病院企業条例第9条の2第2項関係）

- (1) 「任用の事情等を考慮して規則で定める職員」は，人事交流等により本市の給料表の適用を受ける職員となった者とする。
- (2) 「単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則等で定める職員」は，次のとおりとする。

ア 勤務地を異にする異動に伴い，住居を移転し，やむを得ない事情により，同居していた配偶者と別居することとなった職員であって，異動直前の住居から異動直後の勤務地に通勤することが通勤困難の基準に照らして困難であると認められる職員以外の職員で異動直後の勤務地における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと市長が認めるもののうち，単身で生活することを常況とする職員

イ 勤務地を異にする異動に伴い，住居を移転し，やむを得ない事情に準じて市長の定める事情（以下「市長の定める事情」という。）により，同居していた満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子と別居することとなった職員（配偶者のない職員に限る。）で，異動直前の住居から異動直後の勤務地に通勤することが通勤困難の基準に照らして困難であると認められるもの（異動直後の勤務地における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと市長が

- 認めるものを含む。)のうち、単身で生活することを常況とする職員
- ウ 勤務地を異にする異動に伴い、住居を移転した後、市長の定める特別の事情により、異動直前に同居していた配偶者（配偶者のない職員にあっては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子。以下「配偶者等」という。）と別居することとなった職員（別居が異動の日から起算して3年以内に生じた職員に限る。）で、別居直後の配偶者等の住居から別居直後の勤務地に通勤することが通勤困難の基準に照らして困難であると認められるもの（別居直後の勤務地における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと市長が認めるものを含む。）のうち、単身で生活することを常況とする職員
- エ 勤務地を異にする異動に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情（配偶者のない職員にあっては、市長の定める事情）により、同居していた配偶者等と別居することとなった職員で、異動直前の住居から異動直後の勤務地に通勤することが通勤困難の基準に照らして困難であると認められるもの（異動直後の勤務地における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと市長が認めるものを含む。）のうち、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員
- オ 勤務地を異にする異動に伴い、住居を移転した後、市長の定める特別の事情により、異動直前に同居していた配偶者等と別居することとなった職員（別居が異動の日から起算して3年以内に生じた職員に限る。）で、別居直後の配偶者等の住居から別居直後の勤務地に通勤することが通勤困難の基準に照らして困難であると認められるもの（別居直後の勤務地における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと市長が認めるものを含む。）のうち、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員
- カ 国家公務員又は他の地方公共団体の公務員等であった者から引き続き本市の給料表の適用を受ける職員となり、アからオまでの要件に該当することとなる職員
- キ その他単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市長の定める職員